

令和7年4月1日

音羽健康保険組合  
理事長 金丸 徳雄



「令和7年度任意継続被保険者標準報酬月額・保険料」についてお知らせいたします。

1) 令和7年度の保険料率は、(75/1000)で変更ありません(うち特定保険料として40.100/1000)。

※保険料とは「一般保険料」と「調整保険料」とを合算したものです。「一般保険料」は補助金の給付などに充てる「基本保険料」と、国への拠出金や納付金に充てる「特定保険料」を合算したものととなります。調整保険料は健保連が行う交付事業に対する拠出金です。

2) 令和7年度の「介護保険料率」は(18/1000)で変更ありません。

3) 標準報酬月額の上限額は(590,000円)で変更ありません。

※健康保険法第47条第2項の規定に基づく。昨年9月末日における全被保険者の標準報酬月額の100分の75に相当する額です。

以上